

資料 2

○東員町まち・ひと・しごと創生懇談会設置要綱

平成27年7月17日

告示第58号

改正 平成28年4月1日告示第40号

平成31年3月14日告示第39号

(設置)

第1条 東員町におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、広く関係者の意見を聴取するため、東員町まち・ひと・しごと創生懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東員町人口ビジョン及び東員町総合戦略（以下「総合戦略」という。）の計画に関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び効果の検証に関すること。
- (3) その他前2号に掲げるもののほか、総合戦略の計画及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民又は町民で組織する団体の代表者
- (3) 産業界の関係者
- (4) 商工会の関係者又はその指名する者
- (5) 観光協会の関係者又はその指名する者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(座長)

第5条 懇談会に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成28年4月1日告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日告示第39号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。